



無所属・無党派

さいたま市議会議員

発行者：さいたま 変革の会

川村 準

じゅん

6月下旬号

〒336-0025

南区文蔵1-3-9-202

携帯 090-1404-2151

junkawamura1923@gmail.com

市政レポート

発言時間

皆様の署名が大きな力に 6月議会ですく大きく前進

6月10日から、4月の選挙後初めての定例会が開催されました。5月1日の臨時議会ですく大きな問題となった無所属の発言時間の制限。この問題が、皆様の署名により大きく前進しました。私は生粋の無所属しか出来ない赤字ハコモノ批判、政務活動費の廃止を今後も主張してまいります。また、まだご署名されていない方は、協力を引き続きお願いいたします。

3分→10分と時間拡大へ

6月4日に、議会運営委員会が開催されました。私は会派に所属していないため、オブザーバーとして見学を行いました。その議会運営委員会で、皆様の「発言時間の制限、撤廃し

てください」のご署名の協力が大きな力となり議会改革が前に進みました。無所属の発言制限が、質疑は2分から5分、討論（意見表明）は3分から10分と、完全撤廃までいかないものの、大きく前進

して運用される運びになったのです。署名

発言拡大、明文化はなされず

ただ、問題はまだまだ残っています。と言いますのは、議長が運営方法を無所属に対して質疑、討論時間の拡大を許しただけで、その発言時間を担保する明文化した会議運営規定は何もない状況なのです。

そのため、議長が交代してしまえば、再び無所属の発言時間が減らされることになりかねません。さいたま市議会の場合は、通例で1年に

署名は7月31日までに次のいずれかの方法でお寄せ下さい。
①048-611-9702へFAX
②川村準（文蔵1-3-9-202）まで郵送（コピーでも可）
③携帯で撮影して上記Eメールに添付、送信名のご協力、本当にありがとうございます。

↑切り取り線

さいたま市議会議員 桶本大輔殿
本会議での発言時間の制限を撤廃してください。

氏名と住所

